

直轄土木工事 における 週休二日確保 の取組み

国土交通省
大臣官房 技術調査課
事業評価・保全企画官
大場 慎治



Shinji Oba

はじめに

二〇一八年六月に、一日八時間、一週間で四〇時間の労働が原則とされる時間外労働規制が盛り込まれた改正労働基準法が成立した。違反した場合は、雇用主が六カ月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処されることになり、建設業は五年間の猶予が設けられ、二〇二四年四月より適用されることになった。また、二〇一九年六月には、新・担い手三法が改正され、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期設定が発注者の責務として明確に位置付けられた。このように、建設業における技術者・技能者の週休二日の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、本稿では国土交通省が発注する直轄土木工事（港湾等を除く）における週休二日の確保に向けた取組みについて紹介する。

適正な工期の設定

国土交通省では、直轄土木工事において適正な工期を設定するため、

昨年三月に直轄土木工事における適正な工期設定指針（以下「指針」という）を策定した。工期、コスト、品質はトレードオフの関係にあるなかで、指針における適正な工期とは、設計図書に規定する品質の工事事務と標準的な施工方法（コスト）によって施工する際に必要となる工期を指している。

指針では、直轄土木工事において①余裕期間②準備期間③施工に必要な実日数④不稼働日⑤後片付け期間——を適切に考慮した工期を設定することとしている。このうち、個別工事の工期を設定する際に国土交通省が一般に公開している工期設定支援システムを活用することとしている。このシステムを活用することで、前述の各々の期間を考慮して工程表を作成することができる。また、工期設定に係る条件を設計図書に明示することも指針に位置付けている。特に、週休二日対象工事（発注者指定方式）においては、条件明示の一環として、概略工程表等の入札公告時の参考資料

として公表することとしているほか、それ以外の工事においても公表に努めることとしている。

週休二日の確保

（一）これまでの取組み

国土交通省では、直轄土木工事において受注者の週休二日の確保を推進するため、週休二日に取り組みの必要経費として労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行っている（表1）。これらの措置により、週休二日の実施件数では二〇一六年度は一六五件であったのに対して二〇一九年度は四、八三五件と全工事件数の約

(表1) 週休2日工事の積算方法(補正係数) ※()は空港土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02 (1.01)	1.03 (1.02)	1.04 (1.03)
現場管理費率*	1.03 (1.01)	1.04 (1.03)	1.06 (1.04)

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

(表2) 週休2日交替制モデル工事の積算方法(補正係数)

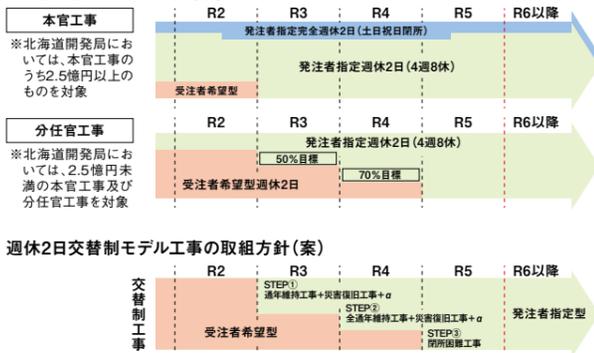
	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

*現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は、協議できる

五〇％まで取組みが拡大している。この上で、二〇二〇年度については原則としてすべての工事において週休二日の対象工事として公告することとしている。

建設工事の中には通年の維持工事など、土日祝日も含めた作業が必要で現場閉所が困難な工事も存在している。こうした現場閉所が困難な工事においても休日の確保は重要な課題であることから、二〇一九年度より技術者・技能者が交替しながら週休二日を確保する週休二日交替制モデル工事を試行している。本試行では、工事に従事したすべての技術者・技能者の休日確保状況に応じて労務費を補正することとしている（表2）。一方で、交替制モデル工事では、二〇一九年度は一五六件を公告し七二件で実施、二〇二〇年度（九月時点）は三四二件を公告し一七五件で実施している。これは、維持工事等の工事件数と比べると取組みの拡大が十分ではない。そのため、これまでの運用により得られた課題を整理し、対応策を検討し

(図1) 週休2日工事の取組方針(案)



て二〇二一年度の運用改善を図る予定である。

（二）これからの取組み

建設業への時間外労働規制の適用に向けて、週休二日対象工事及び週休二日交替制モデル工事の適用を順次拡大し、二〇二四年四月にはすべての直轄土木工事で週休二日の確保を目指すため、国土交通省では昨年十二月に週休二日の取組方針（案）を整理した（図1）。

現在、現場閉所が可能な工事では、発注者指定方式及び受注者希望方式を併用して週休二日対象工事を公告している。これに対して、来年度から、本官工事では原則として発注者指定方式により公告し、分任官工事でも段階的に発注者指定方式による公告を拡大していくこととしている。また、現場閉所が困難な維持工事等においても、本年度は受注者希望方式で公告しているが、来年度から発注者指定方式による公告を順次拡大させることとしている。これにより、最終的にはすべての工事において、週休二日を確保することを目指している。

おわりに

建設業における週休二日の推進については、こうした発注者の取組みに加え、受注者による技術者・技能者への適切な支払いが重要である。国土交通省では建設業界と連携し、受発注者双方がそれぞれの役割を果たしながら取組みを進めていきたい。